

総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

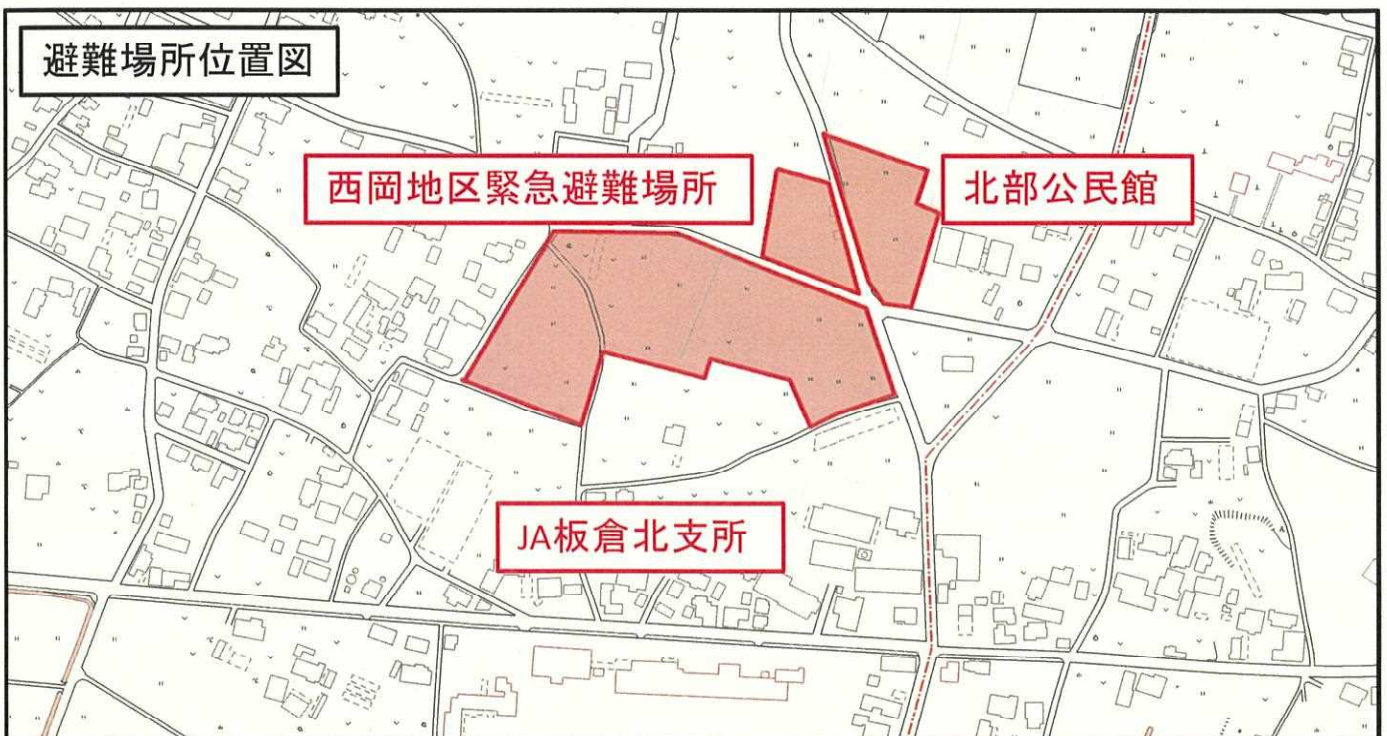
日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第1行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第1行政区の指定避難場所は <u>西岡地区緊急避難場所</u> です。 指定避難場所へ原則 <u>車で</u> 避難してください。 徒歩で避難されるかたは <u>北部公民館</u> または <u>JA板倉北支所</u> へ避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難場所位置図



会場訓練

日 時	令和7年9月28日（日）【荒天中止】午前10時開会式
場 所	板倉中学校グラウンド（※駐車場は中央公園グラウンドです。）

会場訓練では、地震による災害を想定した様々な訓練が行われるほか防災関連の展示や体験が出来ますので、是非ご参加ください。

タイムスケジュール

時間	訓練名	訓練内容
10時	開会式	
10時15分	行政区参加型体験型訓練	行政区による煙体験訓練、応急給水訓練、応急救護訓練
	炊き出し配給訓練	陸上自衛隊等による炊き出し配給を実施
11時15分	被災箇所情報収集訓練	館林警察署、郵便局等による情報収集
	水道管・道路復旧訓練	板倉町指定水道工事店組合、群馬県建設業協会館林支部による水道管、道路の復旧訓練
	防災ヘリコプターによる救出訓練	日本ドローン協会群馬支部、群馬県防災航空センターによる要救助者の発見、救出訓練
11時45分	閉会式	
10時15分 ～ 11時45分	展示、体験型訓練 （自由参加）	ドローンや災害対策車両、消防車両、移動無線基地局等の展示 炊き出し試食、消火器操作訓練 煙体験テント(11時～)



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令 ・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第2行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第2行政区の指定避難場所は <u>旧北小学校校庭</u> です。 指定避難経路を通り、原則 <u>車で</u> 避難してください。 徒歩で避難されるかたも <u>旧北小学校</u> へ避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車で避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第3行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第3行政区の指定避難場所は 西岡地区緊急避難場所 です。 指定避難経路を通り、 車で 避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路：県道斗合田岡里線⇒県道館林藤岡線
⇒南光院前⇒西岡地区緊急避難場所



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令 ・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車で避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第4行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第4行政区の指定避難場所は 西岡地区緊急避難場所 です。指定避難経路を通り、 車で 避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路：県道斗合田岡里線⇒県道館林藤岡線
⇒南光院前⇒西岡地区緊急避難場所



総合防災訓練のお知らせ

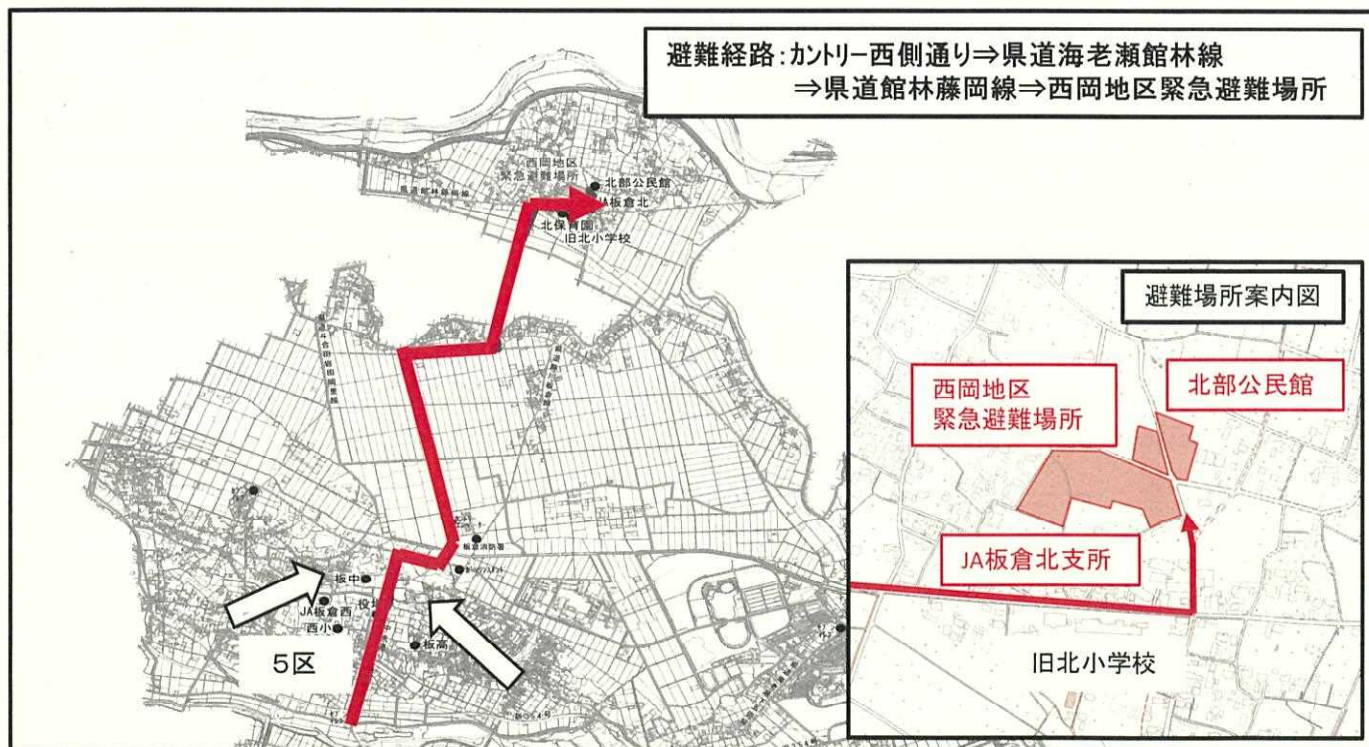
避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第5行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第5行政区の指定避難場所は <u>西小学校</u> または <u>JA板倉西支所</u> です。原則、指定避難場所へ <u>徒歩</u> で避難してください。 (※西小学校およびJA板倉西支所に車を駐車することはできません。)車を避難させるかたは <u>西岡地区緊急避難場所</u> が避難先となります。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第6行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第6行政区の指定避難場所は <u>板倉高等学校</u> または <u>板倉中学校</u> です。 原則、指定避難場所へ <u>徒歩</u> で避難してください。 (※西小学校およびJA板倉西支所に車を駐車することはできません。) 車を避難させるかたは <u>西岡地区緊急避難場所</u> が避難先となります。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路: カントリー西側通り⇒県道海老瀬館林線
⇒県道館林藤岡線⇒西岡地区緊急避難場所



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第7行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第7行政区の指定避難場所は <u>旧北小学校校庭</u> です。 指定避難場所へ原則 <u>車で</u> 避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路: 旧354号⇒県道除川板倉線⇒旧北小学校



総合防災訓練のお知らせ

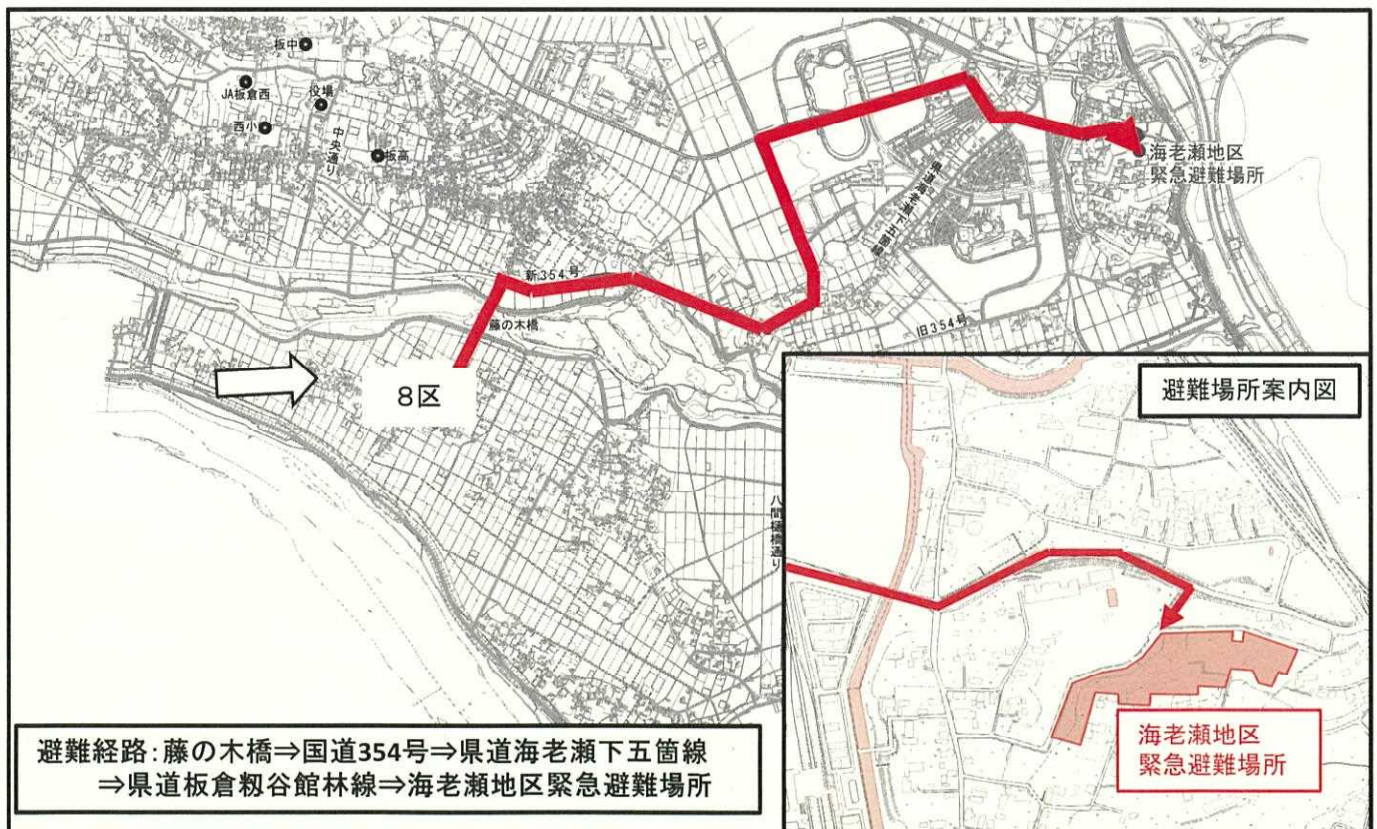
避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第8行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第8行政区の指定避難場所は <u>海老瀬地区緊急避難場所</u> です。 指定避難避難経路を通り、原則 <u>車で</u> 避難してください
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

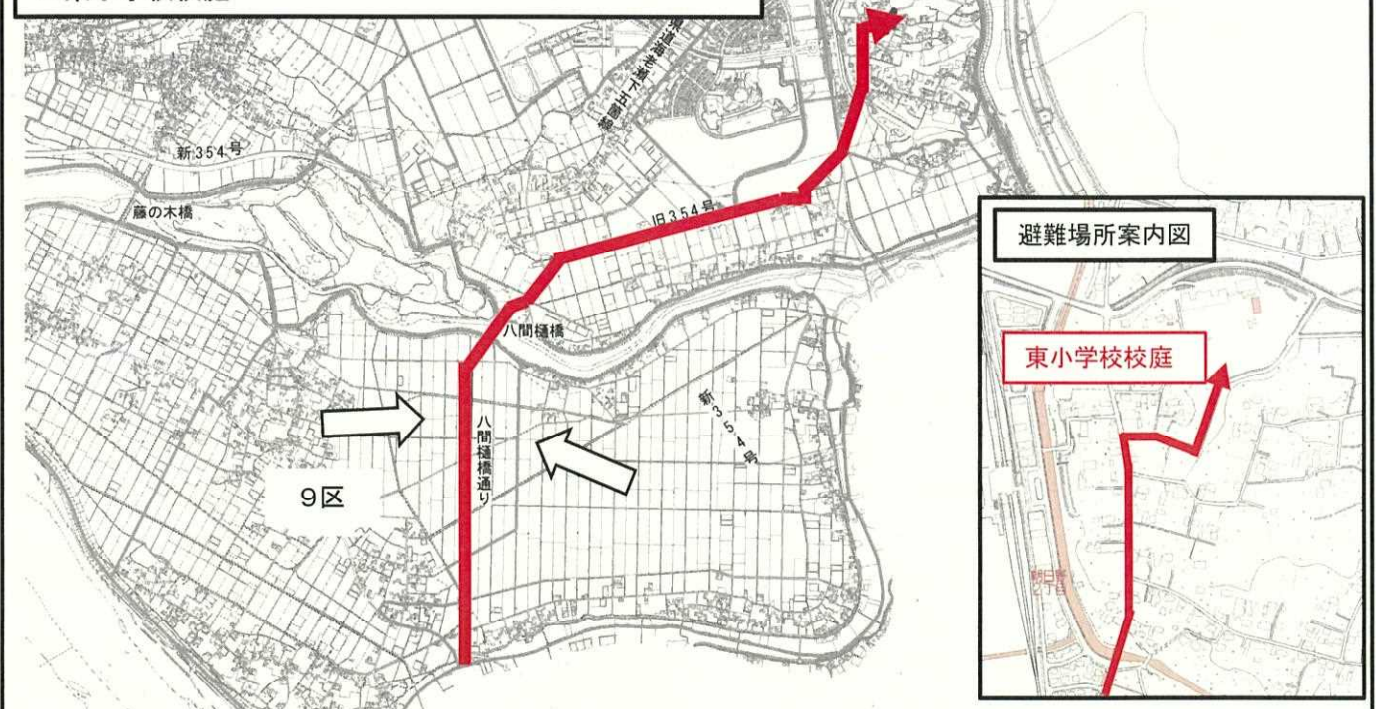
日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令 ・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第9行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第9行政区の指定避難場所は <u>東小学校校庭</u> です。 指定避難避難経路を通り、原則 <u>車で</u> 避難してください
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路: 八間樋橋通り⇒国道354号線⇒旧国道354号線⇒東小学校校庭



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第10行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第10行政区の指定避難場所は <u>東小学校校庭</u> です。 指定避難避難経路を通り、原則 <u>車で</u> 避難してください
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路: 国道354号線⇒旧国道354号線⇒東小学校校庭



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

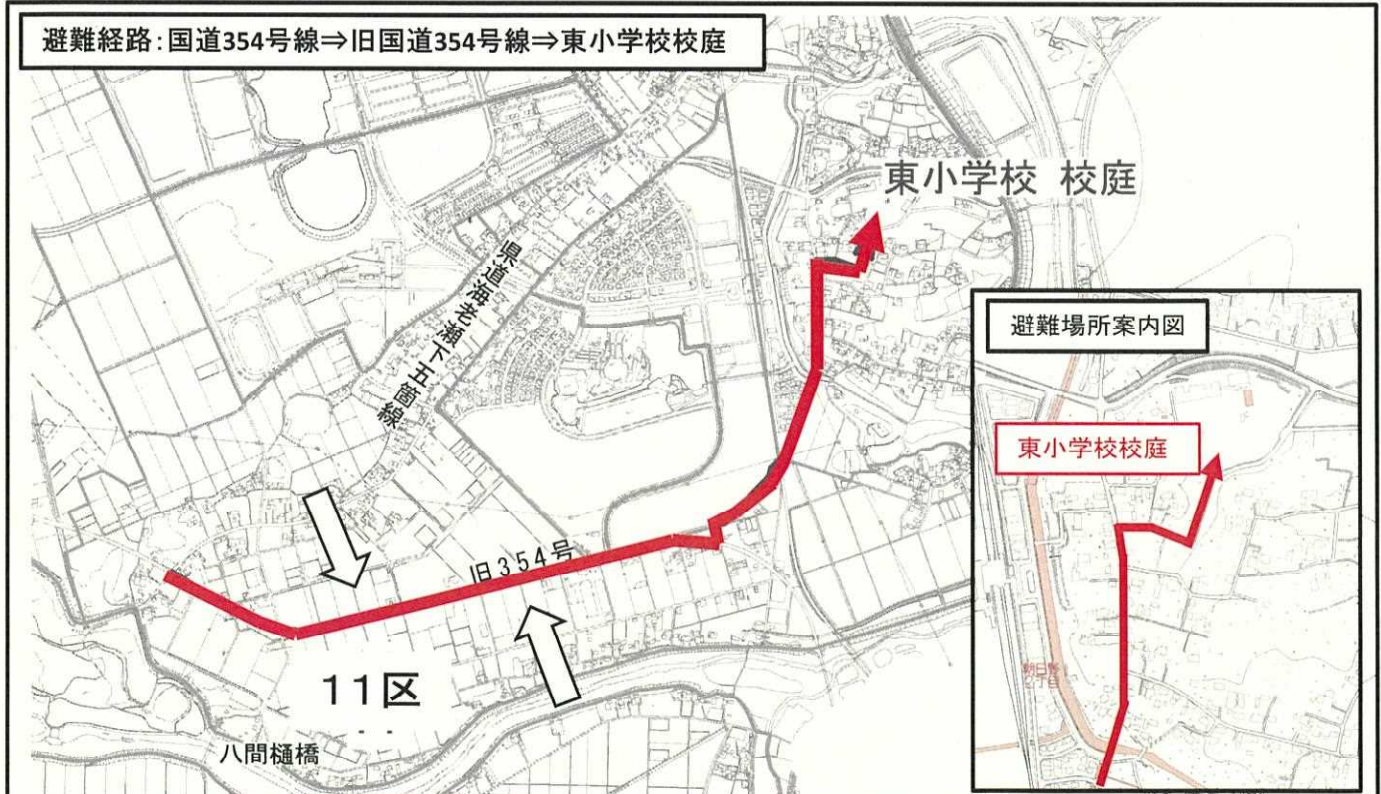
日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第11行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第11行政区の指定避難場所は <u>東小学校校庭</u> です。 指定避難避難経路を通り、原則 <u>車で</u> 避難してください。 ※徒歩で避難されるかたも <u>東小学校</u> へ避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路: 国道354号線⇒旧国道354号線⇒東小学校校庭



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第12行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第12行政区の指定避難場所は <u>各地区集会所</u> です。 指定避難場所へ原則 <u>車で</u> 避難してください。 ※徒歩で避難されるかたも <u>最寄りの避難場所</u> へ避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難場所案内図



第12行政区指定避難場所

①わたらせ自然館

②北海老瀬集会所

③海老瀬東公民館

④宿中山集会所

⑤共盛集会所

※①から⑤の最寄りの避難所に避難してください。

総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
	高齢者等避難 発令
午前8時00分	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第13行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第13行政区の指定避難場所は 海老瀬地区緊急避難場所 です。 指定避難避難経路を通り、原則 車で 避難してください。 ※徒歩で避難されるかたも 東小学校 へ避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路: 県道板倉粕谷館林線→海老瀬地区緊急避難場所



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第14行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第14行政区の指定避難場所は <u>海老瀬地区緊急避難場所</u> です。 指定避難避難経路を通り、原則 <u>車で</u> 避難してください。 ※徒歩で避難されるかたも <u>東小学校</u> へ避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路：県道海老瀬下五箇線⇒海老瀬地区緊急避難場所



総合防災訓練のお知らせ

避難訓練

日時	令和7年9月28日(日)
午前8時00分	高齢者等避難 発令
	・防災ラジオなどの情報媒体から伝達を行います。 ・自主防災組織については情報伝達訓練を行います。 ・「支援者」は、「要支援者」に連絡し、福祉避難所への避難を支援してください。 ・「全町民」は、速やかに避難を開始してください。
午前8時30分	【避難指示】発令
午前9時10分	【避難解除】発令

※板倉町は車での避難が必要であり、避難に時間を要するため、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始してください。

第15行政区の皆様／避難の際に守っていただく行動

1	第15行政区の指定避難場所は 海老瀬地区緊急避難場所 です。 指定避難避難経路を通り、原則 車で 避難してください。 ※徒歩で避難されるかたも 東小学校 へ避難してください。
2	避難する車は、1世帯当たり1台を必ず守ってください。
3	避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参してください。
4	駐車許可証を持参し、入場する際には提示してください。

避難経路: 県道海老瀬下五箇線⇒海老瀬地区緊急避難場所

